

「砂利の採取計画等に関する規則第9条の規定による業務状況報告書」記載要領

- 本記載要領及び記載例を参考に作成し、報告してください。
- 県から認可された採取場ごとに報告書を作成してください。
1採取場につき、1枚の報告書の作成が必要です。
※砂利の採取場所と砂利の洗浄場所が異なる場所に存在し、別々の認可を受けている場合は、それぞれの事業場ごとに作成する必要があります。
- 同じ場所で認可を数回受けた場合は、一枚の報告書に記入していただいて結構です。
- 県から発行された認可証や、県に提出した採取計画書を確認しながら作成してください。

1	<p>本報告の対象期間は、<u>令和6年4月～令和7年3月（令和6年度分）</u>です。 本報告の報告期限は、<u>令和7年4月末日</u>までです。 実績がない場合でも提出が必要です。 なお、記載欄に記載しきれない場合は、適宜別紙を付してください。</p>
2	<p>複数の採取場がある場合は、採取場ごとに報告書を作成してください。</p> <p>提出方法：電子メール 提出先： bzl-thk-zyari9hokoku@meti.go.jp ※ bzlの「l」は小文字のエルです。</p> <p>件名は「砂利採取法関係規則第9条報告」等としてください。 また、当局からは受理した旨の返信は原則行いません。 メールの到達を確認したい場合は「開封確認を希望する」旨を本文等に記載ください。</p> <p>問合せ先：東北経済産業局 資源・燃料課（砂利採石担当） 電話(直通)：022-221-4934</p>
3	<p>1. 砂利採取場の場所及び面積</p> <p>① 採取場面積は、認可を受けた採取場の面積です。（認可証に記載されています） ② 「採取の場所」は該当する項目に○印を付けてください。 ア「河川」は、湖沼等を含むものとします。 （河川に関する報告は国土交通省の関係機関に提出してください。） イ「海」は、海岸及び海底を含むものとします。 ウ「その他」とは、砂利の採取を行わない、水洗選別のみを行うプラント等のことです。</p>
4	<p>2. 河川法等の法令の規定に基づく認可</p> <p>① 「砂利の採取又は払い下げの根拠となる法令の名称」は砂利の採取に際し、認可を受けた砂利採取法以外の法令名を記載してください。 例えば、「森林法」、「砂防法」、「農地法」、「海岸法」、「港湾法」と記載してください。 なお、「砂利採取法」のみ認可を受けている場合は、記載の必要はありません。</p> <p>② 「認可年月日」以降の欄は、「砂利採取法」による年月日等を記載してください。 認可証に記載されている、認可開始日及び認可終了日を記載してください。認可証を紛失したなど、認可年月日が確認出来ない場合は、実際に認可を受けた自治体に問い合わせてください。</p> <p>③ 同じ場所で認可を数回受けた場合は、一枚の報告書に記載して結構ですが、「認可量」は認可ごとに上下二段書きで記載してください。</p>

3. 砂利の採取のための設備等の設置状況

- ① 報告対象期間において、実際に砂利の採取又は洗浄を行った場合に該当する「設備」及び「砂利採取場において砂利の採取に従事する者」を記載してください。
- ② 令和7年3月31日現在（年度途中で砂利の採取が終了した場合は、終了時点）の状況を記載してください。
- ③ 複数の採取場で使用している同一の従事者や設備等は、主たる採取場に記載して、重複しないようにしてください。（下記補足（ア）（イ）を参照のこと）
- ④ 「採取用機械」については、掘削及び積込みのために使用する「パワーショベル類」、「ショベルローダー類」、「ブルドーザー類」などの合計台数を記載してください。複数の種類を有しているときは、その内訳を余白（「3 砂利採取のための設備等の設置状況」の下）に記載してください。
- ⑤ 「陸上水洗選別機」は、原石の投入口から、水洗い、分級、選別までの一連の装置となっているものを言います。これを1基として設置基数を記載してください。
- ⑥ 「砂利採取場において砂利の採取に従事する者」は、実際に砂利の採取又は洗浄を行った期間に常雇・臨時（日雇を含む）の延人数を、当該採取期間（延日数）で除し、その平均従業者数を記載してください。（端数切り捨て）

【③補足】 複数の採取場で使用している同一の従事者や設備等について

（ア）採取場が複数で、同一の設備、従事者を共用している場合

- 報告対象期間のうち、採取（又は洗浄）量が一番多い採取場を「主たる採取場」とします。
- 「主たる採取場」の報告書のみ、設備等の設置状況を記載してください。
- 「そのほかの採取場」の報告書には設備等の設置状況は記載せず、設置状況に「重複あり」と記載してください。

◎主たる採取場（複数の採取場のうち、採取（又は洗浄）量が一番多い採取場）

3. 砂利の採取のための設備等の設置状況 () 台 () 台	採取船	隻
	採取用機械 (ブルドーザー)	1 台
	砕石機	台
	陸上水洗選別機	基
	汚濁水処理施設	基
	砂利の採取場において砂利の採取に従事する者	2 人

◎そのほかの採取場

3. 砂利の採取のための設備等の設置状況 [重複あり] () 台 () 台	採取船	隻
	採取用機械 ()	台
	砕石機	台
	陸上水洗選別機	基
	汚濁水処理施設	基
	砂利の採取場において砂利の採取に従事する者	人

（イ）採取場が複数で、同一の設備、従事者を共用していない場合

- それぞれの採取場の報告書に設備等の設置状況を記載してください。
- ※採取場の報告書に記載した設備等の数が同じである場合、それぞれの報告書の設置状況に「重複なし」と記載してください。

3. 砂利の採取のための設備等の設置状況 [重複なし] () 台 () 台	採取船	隻
	採取用機械 (ブルドーザー)	1 台
	砕石機	台
	陸上水洗選別機	基
	汚濁水処理施設	基
	砂利の採取場において砂利の採取に従事する者	2 人

7. 採取をした砂利の都道府県別の販売先及びその数量

報告対象期間内に採取場で採取又は洗浄して販売した数量を販売先別に記載してください。

販売数量には前年度の在庫を販売した場合も含めて記載してください。

① 都道府県別欄の記載上の留意点

販売先が所在する主な都道府県名を記載し、記載した都道府県ごとに販売先別の数量を記載してください。都道府県の数が多い場合は都道府県別欄に書ききれない場合は、「その他」にまとめて販売先別の数量を記載してください。

**② 認可の内容により、次のとおり記載してください。※通常、「ア」または「イ」で認可を受けることが多
ア「採取認可」を受けた場合**

- a 自ら販売した場合（洗浄業者への販売分は除く）
⇒販売先の該当欄に記載してください。
- b 一部又は全部を他の洗浄業者に販売した場合
⇒販売先の洗浄業者とその販売合計数量を
販売先の「その他」の欄へ（洗浄〇社へ〇〇m³）と記載してください。
- c 一部又は全部を自ら（自社）の洗浄施設に搬入した場合
⇒搬入した数量を「その他」の欄へ（洗浄自社〇〇m³）と記載してください。

イ「洗浄認可」を受けた場合

自社で洗浄し堆積していた砂利の販売数量と、他社から原石を買受けし洗浄して新たに生産された砂利の販売数量を販売先の該当欄に記載してください。

ウ「採取と洗浄を一体として認可」を受けた場合

- a 一部又は全部を洗浄しないで販売した場合（洗浄業者への販売分は除く）
⇒販売先の該当欄に実数を記載してください。
- b 一部又は全部を洗浄しないで他の洗浄業者に販売した場合
⇒販売先の洗浄業者とその販売合計数量（洗浄〇社へ〇〇m³）を
販売先の「その他」の欄に記載してください。
- c 一部又は全部を洗浄して販売した場合
⇒販売した数量を販売先の欄に記載してください。

③ 販売先の記載上の留意点

ア「自家消費」の欄

自己所有の洗浄場へ搬入したことではありません。建設業者やセメント2次加工業者等の方が自ら砂利の採取又は洗浄を行い、これを自己の工事又は製品に加工するために消費する場合のことです。

なお、同系列であっても、法人格の異なる企業に販売する場合は、自家消費ではありませんので、注意してください。

イ「その他」の欄

販売先が建設業者等に該当しない場合のほか、前記に掲げた②アb,c又はウbの「他の洗浄業者」に販売した際に記載することとなります。

[自社洗浄、他社洗浄を伴う場合の記載例]

(ア)洗浄するものを洗浄業者に販売している場合

「その他（ ）」欄には、販売業者数と販売数量を記載してください。

7. 採取をした砂利の都道府県別の販売先及びその数量	販売先		建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	その他(洗浄場)
	都道府県別	宮城 都道府県内					
	宮城 都道府県内		m ³	1,480m ³	m ³	m ³	m ³
	"		m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	"		m ³	m ³	m ³	m ³	洗浄2社へ 9,850m ³
	"		m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	その他		m ³	m ³	m ³	m ³	m ³

(イ) 洗浄するものを他の場所にある自社の洗浄施設に搬入している場合

「その他 ()」欄には、洗浄する数量と、数量の上に「自社洗浄」と記載してください。

7. 採取をした砂利の都道府県別の販売先及びその数量	販売先		建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	その他 (官公庁)
	都道府県別						
	宮城	都道府県内	m ³	1,480m ³	m ³	m ³	2,050m ³
	"	"	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	"	"	m ³	m ³	m ³	m ³	自社洗浄 9,850m ³
	"	"	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	その他		m ³	m ³	m ³	m ³	m ³

8

(ウ) 洗浄するものを同じ採取場内にある洗浄施設で洗浄している場合

洗浄の有無を問わず、販売した数量を記載してください。

他の場所で採取、又は他社から購入した砂利の数量も含めて記載してください。

7. 採取をした砂利の都道府県別の販売先及びその数量	販売先		建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	その他 (二次製品業者)
	都道府県別						
	宮城	都道府県内	2,300m ³	3,480m ³	10,850m ³	m ³	2,050m ³
	"	"	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	"	"	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	"	"	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	その他		m ³	m ³	m ³	m ³	m ³

【重要】
 この報告書は、県から認可された採取場ごとに作成してください。1採取場につき、1枚です。
 県から発行された認可証や、県に提出した採取計画書を確認しながら進めてください。
 ※報告対象期間内に生産実績がない(採取・洗浄をしていない)場合は、枠外の空いている部分にその旨を記載してください。

様式第6
 業 務 状 況 報 告 書
 令和 年 月 日
 経済産業大臣（東北経済産業局長） 殿

住 所 980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1
 氏名又は名称及び法人に (株)〇〇砂利工業
 あってはその代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
 登録年月日及び登録番号 昭和 年 月 日 〇〇第 号

砂利の採取計画等に関する規則第9条の規定により、次のとおり報告します。

1. 砂利採取場の場所及び面積	都 宮城県 道 仙台市 府 青葉区 県 本町3-3-1 採取場の面積 (4,250) m ²	採取の場所 ※河川 山陸海その他
2. 河川法等の法令の規定に基づく認可	砂利の採取又は払下げの根拠となる法令の名称 森林法、農地法	採取計画の認可年月日 R3.8.2 R6.8.2 R9.8.2
3. 砂利の採取のための設備等の設置状況	採取船 隻	認可の有効年月日
	採取用機械 (バックホウ) 1台	認可を受けた砂利の数量 12,000 m ³ 12,500 m ³
4. 砂利の種類別採取量	砕石機 1台	砂利 11,250 m ³
	陸上水洗選別機 1基	砂 m ³
	汚濁水処理施設 1基	玉石 m ³
	ブルドーザー1台 () 2台	玉石 m ³
採取した実績数量	砂利採取場において砂利の採取に従事する者 4人	合計 11,250 m ³
5. 災害の発生の有無、災害の内容及びそれに対して講じた措置		
6. 砂利の採取に当たって障害となった事項		
7. 採取をした砂利の都道府県別の販売先及びその数量	販売先 建設業者 砂利販売業者 生コンクリート業者 自家消費 その他 (二次製品業者)	
	都道府県別 宮城県内 1,300 m ³ 1,480 m ³ 6,850 m ³ m ³ 2,050 m ³	
	前年度の在庫の販売も含ます	
	〃 m ³ m ³ m ³ m ³ m ³	
	〃 m ³ m ³ m ³ m ³ m ³	
	〃 m ³ m ³ m ³ m ³ m ³	
その他 m ³ m ³ m ³ m ³ m ³		

連絡先: 電話 () - 担当者名
 FAX () -

令和6年4月1日～令和7年3月31日が対象期間

3. の欄は
 採取場が複数あり設備を共有している場合は、報告書のいずれか1枚にまとめて記入して構いません。
 この場合、他の報告書には斜線を引いてください

採取用機械について、複数の種類を有しているときは、右に総数を記載のうえ、その内訳を余白に記載してください

県から発行された認可証に記載してある場所に丸を付けてください。
 ※ 河川は国土交通省東北地方整備局に提出してください。

その他: 洗浄のみを行っている場合

●年度内に更新した場合
 (上段: 前回の認可内容 下段: 現在の認可内容)
 ●同じ場所で認可を数回受けた場合
 (「認可量」は認可ごとに上下二段で記載)
 ※ 洗浄の認可数量(洗浄数量)
 県によって、0m³/h、0m³/日としている場合があります。
 この場合は、その数量をご記入ください。

建設業者やセメント2次加工業者等の方で、自ら砂利の採取や洗浄を行って、これを自ら行う工事や製品に加工するために消費する場合がございます。

記載内容を確認する場合がありますので、必ず御記載ください。